

運委参第45号

平成24年4月27日

国土交通大臣

前田 武志 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

貨物船 SINGAPORE GRACE 作業員死亡事故に係る意見について

本事故では、硫化銅精鉱を積載した貨物船の揚荷役を行う際、硫化銅精鉱が積載されていた貨物倉に入った作業員が酸素欠乏症を発症し、また、同人を救助しようとして同貨物倉に入った作業員も酸素欠乏症を発症して3人が死亡した。

硫化銅精鉱は、浮遊選鉱剤を用いた選鉱により銅鉱石から得られたものであり、付着した浮遊選鉱剤によっては、空気より重いガスが発生して貨物倉に滞留し、空気との置換を妨げて貨物倉の雰囲気酸素欠乏状態になるとともに、有害なガスが発生する危険性がある。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止のため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じた場合は、その内容について通知方よりよくお取り計らい願いたい。

記

硫化銅精鉱に付着した浮遊選鉱剤によっては、有害なガスが発生し、また、空気より重いそれらのガスが貨物倉に滞留し、空気との置換を妨げる危険性があるため、浮遊選鉱剤の使用上における注意事項を国際海事機関（IMO）を介して広く周知することを要請する。